

山梨県知事 殿

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

東京都港区高輪2-11-25-201
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）高桑 昌也

電話番号

090-7803-1977

維持管理計画の提出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり提出します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	山梨県北杜市長坂町大井ヶ森字東入972-2
事業区域の面積	1302.5平方メートル
太陽光発電施設の出力	47.0キロワット (太陽電池の合計出力 47.0キロワット)
運転開始（予定）年月日	2014年 11月 7日
第12条第1項各号に掲げる事項	別紙のとおり
備考	新規 https://www.tkwf.jp/%E6%8A%95%E8%B3%87%E5%AE%9F%E7%B8%BE 公表の方法：HPで公開

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄は、維持管理計画に係る太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

4 「備考」の欄は、維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載すること。また、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- 第12条第1項各号に掲げる事項に関する資料
- 配置図
- その他知事が必要と認める書類

維持管理計画
作成日：2024年3月4日

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

高桑昌也

② 施設の設置場所

北杜市長坂町大井ヶ森字東入972-2

③ 保守点検責任者

株式会社 ヒーローライフカンパニー 岡田晃徳

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

1302.5㎡ 47.0kW（47.0kW）

⑤ 運転開始年月日

2014年11月7日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○附帯施設

- ~~→排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。~~
- ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ~~→擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。~~

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

⑦損害保険の加入状況

あいおいニッセイ同和損保

企業総合保険

保険の内容 火災や破裂、爆発をはじめ、落雷、風災、雹災、雪災、水災などの自然災害、車両や航空機、そのほかの物体からの衝突、盗難、電氣的・機械的事故の対応

施設賠償責任保険

保険の内容 強風で飛んだパネルが他人の体や物に当たって損害を与えた場合などに適用

⑧事業を廃止する際の対応

- ・ 廃止に要する費用の確保に関する方法

FIT 法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積み立てを実施

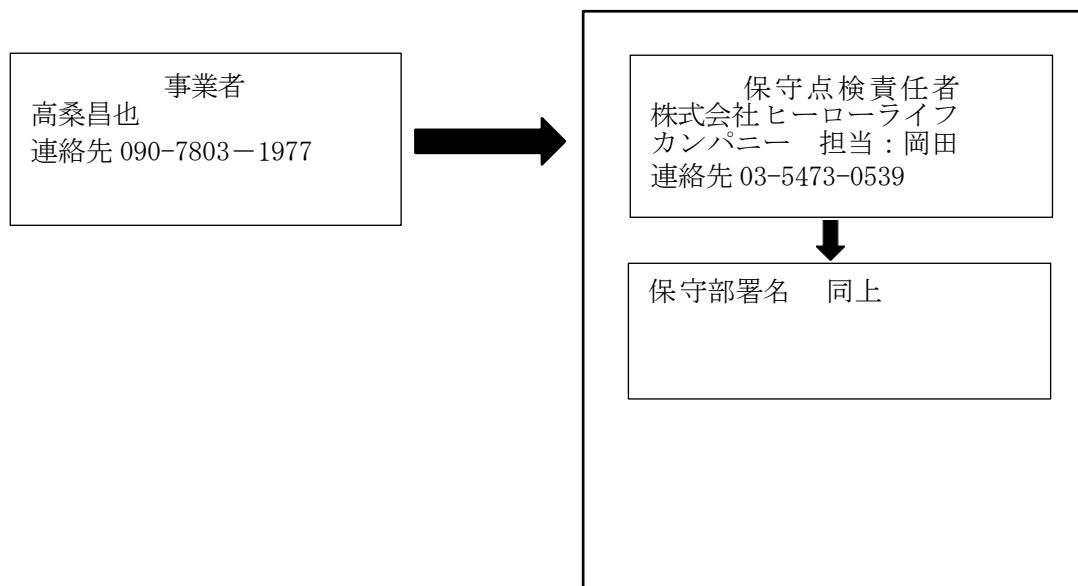
- ・ 太陽光発電設備の処分方法

廃棄物処理事業者へ依頼する

- ・ 廃止後の事業区域の利用計画予定

未定

2. 維持管理の実施体制



3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない	点検方法： 実地における目視による確認。 目視により異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期： 原則として年2回とする。		
		端子箱に破損、変形がない			
		フレームに破損、変形がない			
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている			
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている			
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない			
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない			
		積雪等による沈降や腐食、変形がない			
		基礎土砂流出がない			
		基礎ぐいに腐食がない			
固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない					
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない				
漏電遮断器	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		加熱等による変形がない			
	配線	配線に著しいきず、破損がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	点検方法： 実地における目視による確認。また遠隔監視システムによるモニタリングを行う。 異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期：遠隔モニタリングは毎月。実地は原則として年2回とする。		
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
	運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない				
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない				

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
防護柵、塀	フェンス(防護柵)	著しいさび、きず、破損、傾斜がない	点検方法： 実地における目視による確認。 目視により異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期： 原則として年2回とする。		
	標識(事業計画、注意喚起)	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない	点検方法： 実地における目視による確認。 目視により異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期： 原則として年2回とする。		
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない	点検方法： 実地における目視による確認。 目視により異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期： 原則として年2回とする。		
		段差、傾斜がない			
		空洞の発生(土砂の流出)がない			
		隆起の発生がない			
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない	点検方法： 実地における目視による確認。 目視により異常が検出された場合には、各対象物につき詳細検査を行うこととする。 点検周期： 原則として年2回とする。		
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ)周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○土砂災害

- ・排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○地震による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

- 2.維持管理の実施体制と同様

5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図

事業者 高桑昌也 090-7803-1977

保守点検責任者 株式会社 ヒーローライフカンパニー 担当：岡田
連絡先03-5473-0539

○ 災害発生時連絡体制表

